

公益社団法人不動産保証協会神奈川県本部組織運営細則

(目的)

第1条 この細則は公益社団法人不動産保証協会（以下「本会」という。）地方本部の組織及び運営に関する規則第40条第1項の規定に基づき、その従たる事務所である神奈川県本部（以下「当本部」という。）の組織及び運営に関し必要な細則を定めることを目的とする。

(地方本部代議員)

第2条 当本部に、地方本部代議員を置く。

- 2 当本部代議員の定数は、当本部に所属する正会員数40名に1名の割合により各選挙区に割り当てる。40名に満たない端数の取り扱いは、当本部理事会において別に定める。

(地方本部役員の定数)

第3条 当本部の地方本部役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 地方本部理事 25名以上37名以内
- (2) 地方本部監事 2名以上 3名以内
- 2 当本部の理事のうち1名を本部長、2名以内を副本部長、1名を地方本部専務理事、3名以内を地方本部常務理事とする。

(規則等)

第4条 本会の理事会が定める規程及びこの細則に定めるもののほか、当本部の運営上必要な事項は、本会の理事会の決議に抵触しない範囲において当本部理事会において別に定める。

(細則の変更)

第5条 この細則を変更しようとするときは、当本部総会の決議を経て、本会の理事会の承認を得なければならない。ただし、本会の理事会の決議により変更されたときは、この限りではない。

- 2 前項の当本部総会の決議は、当本部に所属する地方本部代議員の議決権の過半数を有する地方本部代議員が出席し、出席した当該地方本部代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

附 則

この細則は、当本部総会の議決を経て、本会理事会の承認を得た日をもって施行する。

平成 25 年 3 月 21 日一部改正

平成 30 年 6 月 28 日一部改正

令和 5 年 6 月 29 日一部改正

令和 6 年 6 月 27 日一部改正